

ガイドブック 2016 年度版

福祉車両(6月募集)編



日本財団からのお願い

日本財団は、競艇の売上を財源に公益活動を推進している、民間の助成財団です。

行政ではできないことや、国の施策が行き届かない問題を解決するため、「公の心」と「民の視点」で取り組んでいます。1994年度からはじまった福祉車両の整備事業もこのような視点で推進しており、2015年度には約3万8千台が配備され、全国で人々の足となって活用されています。

事業の実施にあたり、困ったことやご質問がございましたら、随時担当者にご相談下さい。

安全運転の徹底を！

※事故の報告が増えています。福祉を担う車両として適切な運行をお願いします。

※近年の事故・廃車届受理数

2012年：442件／2013年：543件／2014年：897件／2015年：946件



白ナンバーでの運行を！

※緑ナンバーへの変更はできません。

転売はおやめ下さい！

※中古車店、オークション会社から連絡を受けることがあります。

車両の維持が難しくなった場合は、ご相談下さい。



締切日に注意して下さい！

※日本財団への提出書類にはそれぞれ締切日があります。

本ガイドブックでご確認ください。

※本事業は車両メーカーが皆様に代わって助成金を受領する「代理受領方式」です。事業の流れ（P.5）をご確認ください。

目次

1. 助成事業の流れとポイント	4
2. 助成契約について	6
3. 助成事業完了報告書の提出について	7
4. 助成事業完了報告書・納車検収書《記載例》	8
5. 証拠書類等の保管・管理について	12
6. 福祉車両運行における注意事項について	13
7. 情報発信について	14

書類の紛失にご注意を！！

配備した福祉車両は、車両所有権が失効するまで、適切な管理を行っていただきます！！

そのため、以下の3点はいつでもご覧いただけるよう、お手元に大切に保管してください。

- ① 助成契約書（別途、郵便でお送りしています）
- ② ガイドブック 2016 年度版 福祉車両（6月募集）（本ガイドブック）
- ③ 作成書 福祉車両の整備編
別途、ホームページからダウンロードしてください

http://www.nippon-foundation.or.jp/what/grant_application/downloads/guidebooks/

ご不明点は担当者へご連絡ください。

審査本部 国内事業審査（車両） tel 03-6229-5163

1. 助成事業の流れとポイント

以下の項目は助成事業を実施し、福祉車両を管理するうえで、重要な注意事項です。

項目	注意事項	期日	詳細	
助成契約の締結	・助成契約書を返送する ※契約書の記載事項を確認し、押印したもの1部を返送して下さい。	2016/12/8(木) 必着	P.6	
売買契約の締結	・車両メーカーと売買契約を締結する	2016/12/16(金)	P.6	
自己負担金額の支払い	・車両メーカーに自己負担金額を支払う ※売買契約書に記載された自己負担金額を車両メーカーに支払います。 ※期日までに自己負担金額が支払われない場合、助成金交付の決定を取り消すことがあります。	2016/12/22(木)	-	
納車	※納車日については、車両メーカーにご相談下さい。	2017/2月～順次	P.7	
管理	助成事業完了報告書の提出	※添付書類も忘れずにご提出下さい。	納車・検収後 15日以内	P.7
	監査	※提出書類等により監査が行われます。	-	P.12
	年間運行報告書の提出	※2018年5月頃、メールにてご案内致します。(予定) 報告書の内容について事前にお教えする事はありません。	2018年5月頃	-
	事故届 団体情報変更届 保管場所変更届 など	・福祉車両の適切な運行、管理を！ ※使用に耐えうる限り、継続しての活用をお願いします。 ※緑ナンバーへの変更、リースバック等は認めておりません。 ※団体の情報に変更があった場合は、ご連絡ください。 ※安全運転の徹底をお願いします。	何かあったら まず一報を！ 車両チーム 03-6229-5163 (09:00~17:00)	P.13
廃車届 譲渡届 など	※事故や老朽化によりやむを得ず廃車や譲渡する場合等、車両所有権が失効する時点で初めて管理の終了となります。その際は、日本財団の確認が必要ですので、必ずご連絡ください。<助成契約書第7条(2)もしくは(3)項参照>			



助成契約書

7条(福祉車両の管理及び処分)...

(2)乙は、福祉車両を取得した日の属する事業年度の終了後、5年以内に、福祉車両を譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、若しくはその他の方法で処分し、又は改造、若しくは廃棄し、又は使用目的を変更しようとする場合は、事前にその旨を甲に通知し、甲の指示に従うものとします。

(3)乙は、7.(2)の期間を経過した後において、福祉車両を譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、若しくはその他の方法で処分し、又は改造、若しくは廃棄し、又は使用目的を変更しようとする場合は、事前にその旨を甲に通知し、甲の指示があるときは、これに従うものとします。



日本財団への連絡を行わず、

あるいは指示に従うことなく福祉車両を処分、その他目的外での使用が判明した場合、助成金を返還していただくことがあります。

《福祉車両助成事業の流れ》

①決定通知の送付&助成契約書の締結 《財団←→団体》 (6 ページ)

②覚書の締結 《財団←→車両メーカー》

③売買契約書の締結 《団体←→車両メーカー》

メーカーと交わす書類はメーカーに送るものであっても必ず複写を保存して下さい。

④自己負担金額（諸税・諸費用等含む）の支払い 《団体→車両メーカー》

⑤助成金の支払い 《財団→車両メーカー》

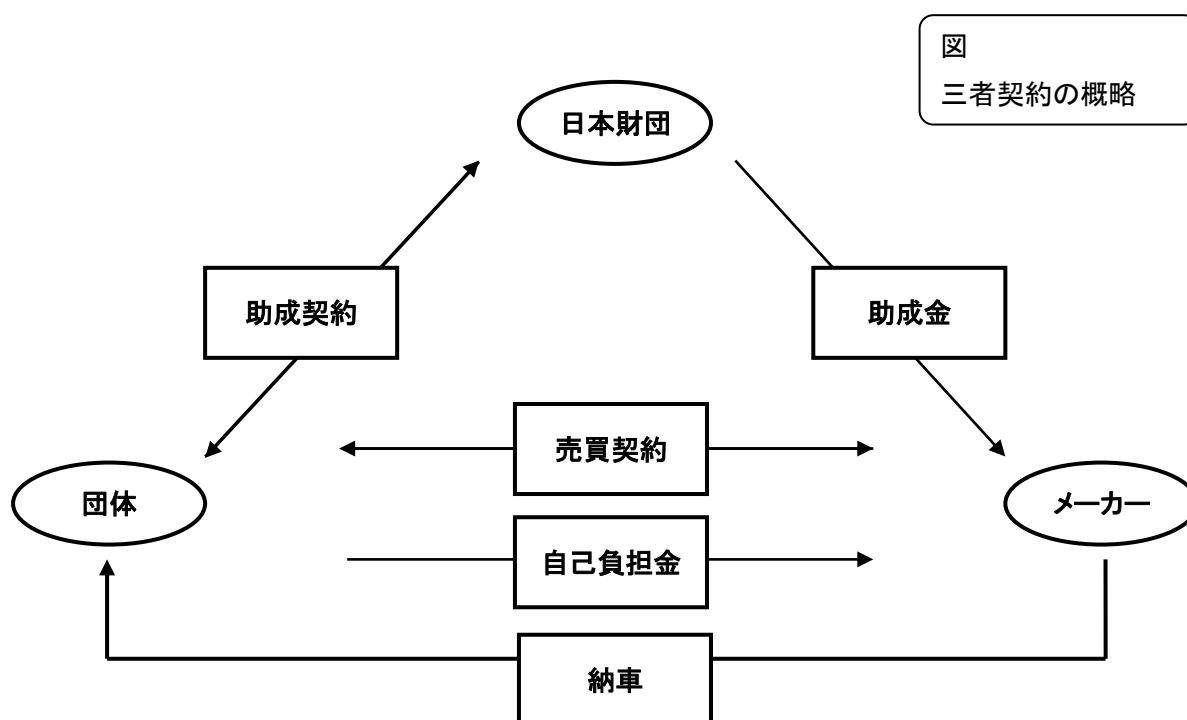
車両メーカーに日本財団から直接助成金が支払われます。

⑥納車 《車両メーカー→団体》

⑦助成事業完了報告書・納車検収書の提出 《団体→財団》 (7 ページ～11 ページ)

⑧監査 《財団→団体》

⑨年間運行報告書の提出 《団体→財団》



2. 助成契約について

1. 契約内容の確認

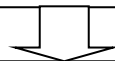
契約書の内容について、よくご確認ください。

※団体名、代表者名、住所、事業内容は、特に重要な項目です。必ずご確認ください。

万が一、記載内容に誤りがあった場合は、速やかに日本財団までご連絡下さい。

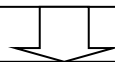
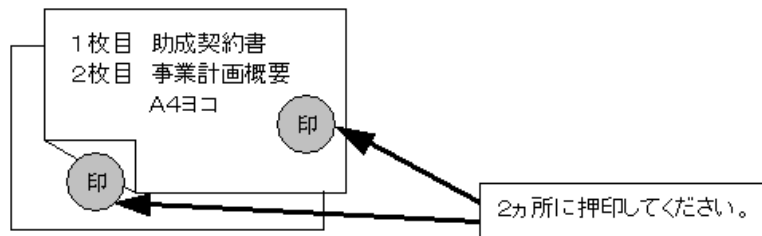
※本契約については、理事会への報告等、団体としての総意を得たうえで手続きを行って下さい。

※助成契約に違反し、助成金の交付決定の取消となった場合は、助成金の返還及び日本財団のホームページにおいて団体名や代表者名等を公表します。



2. 契約書への押印

契約書の内容に間違いがないことを確認の上、2部ある契約書に、代表者印と割印をそれぞれ押印して下さい。



3. 契約書の返送

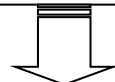
1部はお手元に、もう1部は巻末に記載された日本財団連絡先宛に返送して下さい。契約書の返送をもって、日本財団との助成契約は成立いたします。

2016年12月8日(木)必着

！再確認！

それぞれの契約書に2カ所押印しましたか？

日本財団への返送は1部です。お手元に1部残っていますか？



4. 車両メーカーとの売買契約書の締結、自己負担金の振り込み

※売買契約に関しては、順次車両メーカーから連絡を差し上げます。

全ての団体に連絡が行くまで1~2週間かかりますので、車両メーカーからの連絡をお待ち下さい。

！注意！

今後の書類手続きの為、メーカーとの契約時は以下の事にご注意ください

契約書、注文書等はメーカーに返送する前に必ず控えを取って下さい

自己負担金を振り込んだ際の振り込み証明書を取得し、保管して下さい

3. 助成事業完了報告書の提出について

1. 事業の完了とは

福祉車両の納車検収日(納車された車両の説明を受けた日)をもって事業の完了とします。

2. 提出書類の準備

①完了報告書(※法人で作成) **2部(1部はコピーでも可)** **8ページ参照**

②メーカーとの契約書類の写し **1部** ※メーカーごとに書類名・枚数が異なります

日産：①売買契約書、②請求書 計2枚

ホンダ：①注文書、②注文請書、③請求書 計3枚

ホンダの「注文書」は必ず複写を保存して下さい。

③振り込み証明書又は領収書の写し **1部**

銀行又はメーカーが発行したものであること。団体で作成したものは不可。
ネットバンキングで振込した場合は、
振り込み名義・振り込み先口座番号・振り込み先名義・金額・振込日が確認できる
画面をプリントアウトしてください。

④車検証の写し **1部**



車検証は団体名義でご登録下さい。施設名や個人名での登録はできません。

⑤納車検収書(※法人で作成) **1部(コピー不可)** **10ページ参照**

⑥車両写真3枚 **1部** **11ページ参照**

※助成事業完了報告書及び納車検収書は、作成書に直接記入していただくか、
お作りいただいても構いません。ただし、その場合は指定の様式に従って下さい。

3. 提出

2で準備した書類を、日本財団車両チームまで提出して下さい。

宛先 〒107-8404 東京都港区赤坂 1-2-2

日本財団 車両チーム

事業完了(納車され、検収を行った日)から15日以内に提出

!再確認!

- 助成事業完了報告書2部、添付書類1部ずつを用意しましたか？
- 提出書類の控えは保管していますか？

4. 助成事業完了報告書・納車検収書《記載例》

助成事業完了報告書

宛先：日本財団
会長 笹川 陽平 殿

CANPAN IDとは異なります。
必ず契約書を確認して下さい。

登記簿記載の法人住所、電話、
FAX番号(市外局番から)

福祉車両納車後、検収を行った日

報告日付：助成事業完了報告書作成日
事業ID：助成契約書に記載の事業ID(10桁)
事業名：9ページ【A】事業名より選択(〇〇の整備)
団体ID：助成契約書に記載の団体ID(6桁)
団体名：団体の正式名称
代表者名：理事長 日本 太郎
TEL：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
住所：〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇〇郡〇〇〇町〇-△-□
事業完了日：西暦〇〇〇〇年〇〇月〇〇日



法人印
※個人印不可

事業費総額 9ページ【B】事業費総額より選択 円

助成金額 9ページ【C】助成金額より選択 円

事業目標の達成状況：

〈例〉在宅サービスの担い手として、当法人には地域に密着した様々な福祉サービスの提供が求められている。本事業の実施により、より安定したサービスの提供ができ、地域福祉の向上に貢献することができる。

※4WDはオプションとして扱いますので、
ここには2WDと入力して下さい。

事業成果物：福祉車両

事業報告：

(1)車種 9ページ【D】車種より選択(メーカー/車種 ■■車 2WD/AT ガソリン ■名) 1台

(2)使用施設 住所 助成契約書2枚目(事業計画概要)に記載された保管場所の住所

フリガナ 施設名称 助成契約書2枚目(事業計画概要)に記載された使用施設名称

※使用する施設(事業所)の名称・住所を記入して下さい。
駐車場の住所ではありません。

事務担当者連絡先：

フリガナ フリガナ
氏名： 担当者氏名
電話： 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※事業費総額について※

「事業費総額」はオプション費用・諸手続き費用等を含まない書類上の金額で、
「実際にメーカーに支払われた車両合計代金」とは異なります。
必ず次ページの表に従って金額をそのまま記入して下さい。

助成事業完了報告書用一覧表

日本財団の福祉車両は 4WD・寒冷地仕様を「オプション」として扱っており、事業費総額や車種の表記には含みません。

4WD・寒冷地仕様であっても、この表のとおりに入力して下さい。

事業費総額についても、オプション・諸手続き費用を差し引いた下記金額をそのまま記入して下さい。
メーカーとの契約書の金額とは異なります。

【A】事業名	【B】事業費総額	【C】助成金額	【D】車種
車いす対応車(軽自動車)の整備	1,166,000	930,000	ホンダ/N-BOX+ 軽自動車 2WD/AT ガソリン 4名
車いす対応車(車いす 2名)の整備	2,627,000	2,100,000	日産/キャラバン 普通車 2WD/AT ガソリン 車いす 2+8名
車いす対応車(車いす 4名)の整備	3,067,000	2,450,000	日産/キャラバン 普通車 2WD/AT ガソリン 車いす 2+8名または車いす 4+5名
送迎車(軽自動車)の整備	799,000	630,000	ホンダ/N-BOX 軽自動車 2WD/AT ガソリン 4名

※省略せずに全て記入して下さい。

事業ID: 助成契約書に記載の事業ID(10桁)

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

日本財団
会長 笹川 陽平 殿

登記簿記載の法人住所

受領者 住所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇-△-□

団体名 団体の正式名称

代表者 理事長 日本 太郎

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

法人印
※個人印不可

本部の代表電話番号(市外局番から)

納車検収書

貴財団より助成を受けた 9 ページ【A】事業名より選択(〇〇の整備) については、下記のとおり納車を受け、
検収のうえ、受領したことを確認いたしました。

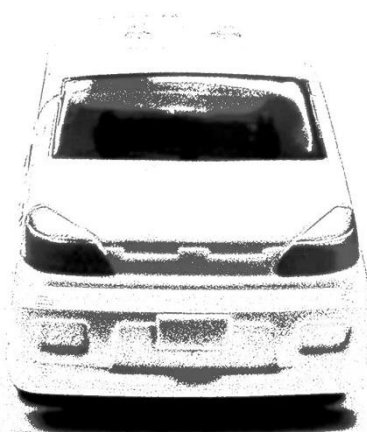
記

1. 受領車種名 9 ページ【D】車種より選択(メーカー/車種 ■■車 2WD/AT ガソリン ■名)
2. 受領台数 1 台
3. 受領・検収日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 実際に立会って
検収を行った日
4. 受領場所 納車された施設名もしくは住所
5. 受領検収者名 車両説明に立会い検収を行った団体担当者名
(団体担当者)
6. 受領立会者名 車両説明を行った販売会社名及び担当者名
(販売会社担当者)

〔 車両写真 〕

※プリンターで写真を印刷する場合、以下にご注意ください

- ・モノクロ印刷不可
- ・解像度が低く写真が見つらいものは不可
- ・このページと同じように写真を配置する事



車両全体を正面から撮った写真
(車両ナンバープレートが確認できるもの)



車両全体を側面から撮った写真
(車体表示・団体名・施設名などが確認可能なもの)

※ナンバープレート・車体表示が確認しづらくなりますので、斜めからの撮影はしないでください。必ず真正面・真横から撮影を行ってください。側面写真の左右はどちらでも構いません。

例



活動中の写真

(実際に利用者又はスタッフが車両を利用している様子を撮ったもの。なければ車両とスタッフが写っているもの)

イラスト: 井塚 剛

5. 証拠書類等の保管・管理について

助成金に係る次の書類は、事業の完了した日が属する会計年度の終了後も保管して下さい。なお、メール等、デジタル媒体に保存されているものに関しても、印刷して保存されることをおすすめします。

保管していただく書類と注意

1. 日本財団との助成契約関係書類	<ul style="list-style-type: none">・助成金申請書・助成契約書及び付属書類・変更届(事業計画や実施内容を変更した場合)・変更届への回答文書(該当する場合のみ)・助成事業完了報告書
2. 車両メーカーとの売買契約関係書類	<ul style="list-style-type: none">・売買契約書または注文書／注文請書・請求書・振込証明書または領収書・納車検収書
3. 会計帳簿・預貯金通帳	<ul style="list-style-type: none">・助成事業に関する会計帳簿 ※補助簿を作成して科目毎の支出を管理して下さい。・固定資産台帳 ※取得した車両は台帳に記載し管理して下さい。・預貯金通帳
4. その他関係資料等	<ul style="list-style-type: none">・諸規程 ※契約締結についての規程等、予算執行に関する諸規程・事業の実施に伴う内部決裁承認文書・その他、助成金に関し日本財団や車両メーカーへ照会、回答等を行った文書・車検証

6. 福祉車両運行における注意事項について

1. 廃車について

助成した福祉車両は、使用に耐えうる限り、継続しての活用をお願いしています。事故や老朽化によりやむをえず廃車する場合は必ず事前に日本財団へご連絡下さい。廃車が妥当であると認められた場合、道路運送車両法に従い永久抹消登録（滅失・解体・用途廃止）を行っていただきます。書式については、ご連絡頂いた時にご案内致します。

2. リースバックについて

業者に車両の名義を移し月々支払いをするといった、いわゆるリースバック契約は認めていません。

3. 緑ナンバーの禁止について

1994 年度に福祉車両事業を開始して以来、日本財団から寄贈または助成いたしました車両は全て白ナンバーで配備しており、緑（青）ナンバーへの変更は認めておりません。有償移送サービスを行っている団体におかれましては、道路運送法第 78 条第 3 項の許可もしくは法第 79 条の登録を受けて、白ナンバーで活動して下さい。法第 4 条第 1 項、法第 43 条第 1 項の許可を受けた事業には使用できません。

4. 事故について

助成を受けた福祉車両で重大な事故が起きた場合には、日本財団にご連絡下さい。

5. 車体のシールについて

事故等により、車体のシールの修復が必要となった場合は、日本財団にご連絡ください。

6. 安全運転の徹底を

危険な運転をしている福祉車両に遭遇したという報告が増えています。ドライバーとしての交通ルールの遵守はもとより、公益福祉活動の増進を担う車両であることを念頭に、安全運転の徹底を心がけて下さい。

7. 団体情報の変更について

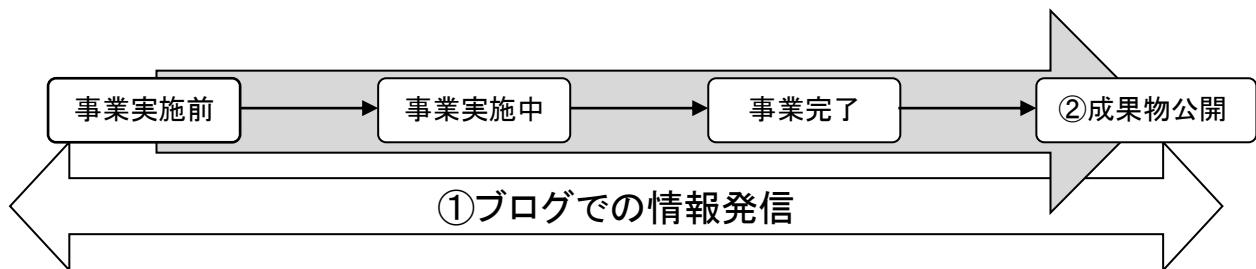
団体種別・代表者役職名・代表者・担当者・住所・電話・FAX などに変更があった場合、所定の書式による団体情報変更届（別途ホームページからダウンロードした「作成書」参照）に記入のうえ、FAX または郵送にてご提出下さい。

日本財団への連絡を行わず、あるいは指示に従うことなく福祉車両を処分、その他目的外での使用が判明した場合、助成金を返還していただくことがありますので、適切な運行、管理をお願いします。

7. 情報発信について

情報発信を行う理由とは？

日本財団は、ボートレースの売上げの一部を財源として皆様の支援をおこなっているため、社会に対する積極的な情報公開は不可欠であると考えています。そのため、事業を実施する皆様も公益コミュニティサイト「CANPAN(カンパン)」を通じて、様々な情報を発信してください。

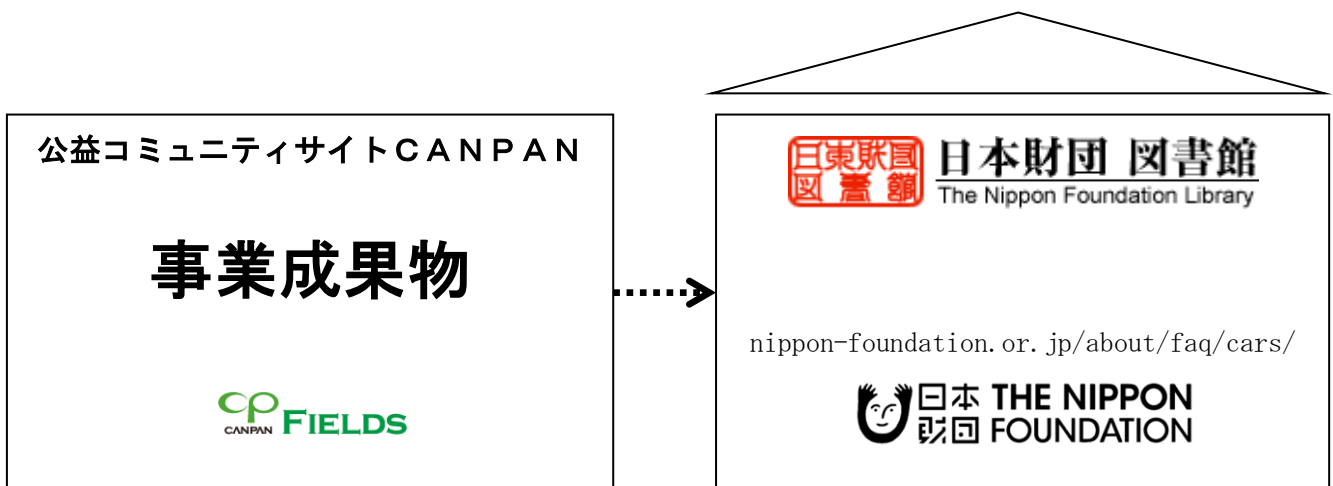


① ブログでの情報発信

CANPANブログを開設して、随時団体の活動情報を発信してください。なお、すでに他サイトのブログをご利用している方は、CANPAN団体情報に当該のブログのURLを登録してください。

② 成果物公開

事業成果物を「CANPAN」に登録してください。CANPAN事務局で確認後、日本財団図書館に公開されます。



※上記の詳細方法については次のURLをご参照ください。

<http://fields.canpan.info/organization/>

日本財団公益コミュニティサイト「CANPAN」とは？



NPOのウェブサイト、地方自治体の廊下にある掲示板、社会貢献を行う企業や個人のボランティアなど、日本国内に点在している「公益」に関する膨大な情報を共有し一覧できる場所…

このようなサイトがあれば日本はもっと元気になるのでは？

そんな思いを実現させるためのサイト、それが日本財団公益コミュニティサイト「CANPAN(カンパン)」です。

日本財団では、この「CANPAN」を使い、助成事業についても次のようなことを実現したいと考えています。

1. 情報発信力を向上

「CANPAN」には、団体の基本情報の登録・開示が行える「団体情報」機能や、手軽にかつ継続的に情報発信を行うことができ、団体のホームページとしても活用できる「ブログ」機能、さらには、イベント開催情報等を発信できる「ニュース」機能など、団体の情報発信力をサポートする様々な機能があります。

このような機能をご活用いただくことで、より効果的な情報発信が期待できます。

2. 事業の活性化と透明性の向上

助成事業のプロセスや事業成果をインターネット上で公開し、広く一般の方に周知することは、イベントへの参加者や活動への理解者の増加など、助成事業の活性化にもつながります。

また、社会に対して情報をオープンにすることで、事業の透明性が向上し、助成事業実施者としての説明責任を果たすことにもつながります。

車両メーカー 連絡先

車両販売会社(部署名)	電話番号	FAX番号	担当者
日産自動車販売(株) (東京法人第六グループ)	03-5418-8630	03-5418-8623	小倉 博 (おぐら ひろし)
本田技研工業(株) (法人営業部)	048-452-0331	048-452-0872	日本財団事務局

車両チーム 連絡先

〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2

日本財団 審査本部 国内事業審査チーム 車両チーム

TEL:03-6229-5163(09:00~17:00)/FAX:03-6229-5169

<情報>

☆日本財団 HP : <http://www.nippon-foundation.or.jp/>

ホームページに福祉車両についての注意事項・各種書式等を
随時掲載しておりますのでご覧下さい。

☆車両ブログ : <http://blog.canpan.info/sharyou/>

車両チームからの情報や連絡事項を掲載しています。

☆FAX レター : 毎月1回車両に関する情報を送信します。

※必ず読んでください。

個人情報の取り扱いについて

日本財団が助成事業に際して収集した個人情報は、個人情報保護法および当財団の個人情報保護規定に基づき、以下の目的に利用します。記載項目外の目的に利用する場合は、あらかじめホームページ等により通知または公表いたします。

助成事業に関する事務手続き、日本財団が実施するイベント案内、アンケートの実施、メールマガジンの送付

助成事業完了報告書

宛先: 日本財団
会長 笹川 陽平 殿

報告日付: _____ 年 _____ 月 _____ 日
事業 ID: _____
事業名: _____ の整備
団体 ID: _____
団体名: _____
代表者名: _____ (印)
TEL: _____ - _____ - _____
FAX: _____ - _____ - _____
住所: 〒 _____ - _____ - _____

事業費総額 _____ , _____ ,000 円

助成金額 _____ , _____ ,000 円

事業目標の達成状況:

事業成果物: 福祉車両

事業報告:

(1) 車種 _____ 1台

(2) 使用施設 フリガナ 住所 _____

フリガナ 施設名称 _____

事務担当者連絡先:

フリガナ 氏名: _____

電話: _____

事業ID: _____

年 月 日

日 本 財 団
会 長 笹 川 陽 平 殿

受領者 住 所 _____

団 体 名 _____

代 表 者 _____ 印

電 話 番 号 _____ - _____

納 車 検 収 書

貴財団より助成を受けた_____の整備については、下記のとおり納車を受け、検収のうえ、受領したことを確認いたしました。

記

1. 受領車種名 _____

2. 受領台数 1 台

3. 受領・検収日 年 月 日

4. 受領場所 _____

5. 受領検収者名 _____
(団体担当者)

6. 受領立会者名 _____
(販売会社担当者)

[車両写真]

車両全体を正面から撮った写真

(車両ナンバープレートが確認できるもの)

車両全体を側面から撮った写真

(車体表示・団体名・施設名などが確認可能なもの)

活動中の写真

(利用者又はスタッフが実際に車両を利用している様子を撮ったもの。なければ車両とスタッフが写っているもの)